三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十五　海上自衛隊大湊造修補給所芦崎貯油所

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字城ケ沢字早崎ノ内芦崎二十番地
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字城ケ沢字早崎（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市	宇田町、大字城ケ沢字早崎、大湊町及び川守町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯四十一度十五分四十四秒、東経百四十一度九分一秒の点 二　北緯四十一度十五分三十九秒、東経百四十一度九分二十九秒の点 三　北緯四十一度十五分三十九秒、東経百四十一度九分三十三秒の点 四　北緯四十一度十五分十八秒、東経百四十一度十分九秒の点 五　北緯四十一度十五分七秒、東経百四十一度十分九秒の点 六　北緯四十一度十四分三十四秒、東経百四十一度十分〇秒の点 七　北緯四十一度十四分十二秒、東経百四十一度九分九秒の点 八　北緯四十一度十四分十七秒、東経百四十一度八分五十秒の点 九　北緯四十一度十四分二十六秒、東経百四十一度八分三十二秒の点 十　北緯四十一度十四分四十秒、東経百四十一度八分十七秒の点 十一　北緯四十一度十四分四十八秒、東経百四十一度八分十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十六　海上自衛隊飯岡受信所

対象防衛関係施設の所在地	千葉県旭市	三川一万三千八百二十番地
対象防衛関係施設の区域	千葉県旭市	三川（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県旭市	倉橋、三川、萩園、蛇園及び横根（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十七　海上自衛隊市原送信所

対象防衛関係施設の所在地	千葉県市原市	新巻二百九十六番地
対象防衛関係施設の区域	千葉県市原市	新巻及び大桶（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県長生郡長柄町	新巻、大桶及び川在（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 刑部、長柄山及び針ケ谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。